参考様式第5－1号

8川農第375号
令和8年11月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長　藤原　一二

市町村名 （市町村コード）	川俣町 （　　07308　　）
地域名 （地域内農業集落名）	小綱木地区 （梅松、一関、芹ノ沢、沢、金米、長滝、若松、後沢、大柴、菅立目）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月9日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地区は市街地に近い集落の一部を除き山間部の農地が多く存在している。
平場の農地については、農地に入るための通作道が狭く、トラクター等の大型機械が通れない道がある。また、山間部の農地については中山間地域等直接支払交付金を活用し管理を行っているが、傾斜地や不整形地が多く作業効率が悪いほか、有害鳥獣（イノシシ・サル）の被害も年々増加している。
また、担い手の高齢化が進み、後継者も不足しているため、10年後は遊休農地となってしまう可能性が懸念されており、その対策も喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】
認定農業者:5名（うち50代以下0名）、中山間地域等直接支払制度集落協定:1協定
主な作物:水稲

（2） 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稲を作付けしている農地については、引き続き営農を続け守っていく。また、担い手への集約化を進め作業効率の向上を図るため基盤整備（区画整理）の実施を検討し、整備後のスマート農業導入も視野に入れていく。
今後、高齢の個人農業者がリタイアした場合、耕作放棄地が増加する事が懸念されるため、地区内外の担い手や若手の担い手の確保、法人等への集積を行う必要がある。また、中山間地域等直接支払交付金を活用して維持管理していくなど、継続的に利用方法の検討を行っていく必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		190.1　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190.1　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－　　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

現在高齢の農業者については、10年後までにリタイアや規模縮小を行う可能性がある。後継者がいない場合、その農地は耕作放棄地となってしまう可能性があるため、相談を受けた際には地区内外から後継者を募り、集積を行う。

（2）農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、旧基盤法に基づく利用権設定から農地中間管理事業の活用へシフトし、地権者の意向を踏まえながら担い手への集積・集約化を図る。

（3）基盤整備事業への取組方針

将来の担い手が効率良く農地を活用できるよう、農地の区画整理の実施を検討する。また、水路や作業道整備の要望がある場合は、国や県の補助金を活用し、整備に取り組んでいく。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

就農支援センター、県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ農業支援サービス事業者への委託予定はないが、今後担い手が高齢化でリタイヤしていくことを想定し、検討していく必要がある。

（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

新たな遊休農地の発生を防止するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、既に遊休農地となっている農地については国及び県の遊休農地解消に係る各種事業や町の耕作放棄地解消農地整備支援事業等の活用により解消に取り組み、新たな担い手への貸付を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①：有害鳥獣（サル・イノシシ）の被害が増加しているため、現在行っている有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入の継続を行う。
③、⑩：担い手への集積・集約化を効率的に進めるため、圃場の区画整理を実施した上で圃場水管理システムや農薬散布用ドローンなどスマート農業の導入を検討する。
⑦：中山間地域等直接支払交付金を活用し、周辺農地が遊休地にならないよう保全管理を継続していく。